# 臨床研究の実施の適正化等に関する施策の推進に関する法律(案)

#### (目的)

第一条 この法律は、 我が国における臨床研究について、その適正な実施が強く求められている状況にある

ことに鑑み、 あわせてそれが医療の発展に不可欠であり、 医療の需要に対応した臨床研究が積極的に行わ

れる必要があることを踏まえ、 臨床研究の実施の適正化 (臨床研究の促進を含む。以下「臨床研究の実施

の適正化等」という。)に関し、 基本理念を定め、 及び国の責務を明らかにするとともに、 施策の策定に

係る基本的な方針を定めること等により、 臨床研究の実施の適正化等に関する施策を総合的に推進し、 ŧ

って臨床研究に対する信頼の確保とその健全な発展を図ることを目的とする。

### (基本理念)

第二条 臨床研究の実施の適正化等に関する施策は、 次に掲げる事項を基本理念として行われなければなら

#### ない。

臨床研究の対象となる者(以下「研究対象者」という。)の生命、健康及び人権が十分に尊重される

## ようにすること。

臨床研究に対する信頼が損なわれることとならないよう、 臨床研究の公正性及び透明性が十分に確保

されるようにすること。

国 大学その他 の研究機関、 医療機関及び関連事業者の連携の確保及び強化により、 臨床研究の実施

の適正化等に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるようにすること。

四 臨床研究に係る国際的動向に配慮すること。

(国の責務)

第三条 国は、 前条の基本理念にのっとり、 臨床研究の実施の適正化等に関する施策を策定し、 及び実施す

る責務を有する。

(法制上の措置等)

第四 条 政府は、 臨床 研究の実施 の適正化等に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置そ

の他の措置を講じなければならない。

(研究計画の策定、審査等)

第五条 臨床研究の実施の適正化に関する施策の策定に当たっては、 臨床研究 (治験に該当するもの及び他

同 否について適切な判断が行われるようにするための手続の実施に関し必要な措置が講じられなければなら に関する委員会(以下 の法令により治験の基準と同等の基準が定められているものを除く。 「研究計画」という。) に係る業務を統括する者 「臨床研究委員会」という。)による研究計画の審査等その他臨床研究の実施 の策定、医学又は法律学の専門家その他の学識経験者等から構成される臨 ( 以 下 「研究責任者」という。 )による臨床研究に関する計 以下この条から第十条までにおいて 床研 ( 以 下 0 適 究

2 務が適切に実施されるようにするための てその集約化を図ることその他その機能 前 項 の措置を講ずるに当たっては、 臨床研究委員会について、 体制 を確保するための方策に関 の整備に関し必要な支援が行われるものとする。 地域ごとに又は臨床研究の分野等に応じ し検討するとともに、 その 審査等の業

ない。

(研究対象者に対する適切な説明等)

第六条 床研究について研究対象者の十分な理解を得るようにするために必要な措置が講じられなければならない。 して当該臨 臨床研究の実施 床研究について適切な説明を行うことの義務付けその他臨床研究に携わる医師等が当該臨 の適正化に関する施策の策定に当たっては、 臨床研究に携わる医師等が研究対象者

# (研究対象者に重大な有害事象が生じた場合等における措置)

第七条 臨 床 研 究 0) 実施  $\mathcal{O}$ 適 正 化に関する施 策 の策定に当たっては、 臨 床 研 究の実施により 研 究対象者に 重

大な有力

害事象が生じた場合において、

当

||該臨

床研究を実施

している機関の長による当該

 臨 床 研

究に係

る研

究計 画の審査等を行った臨床研究委員会への迅速な報告並びに当該臨床研究委員会による当該臨床 研 究  $\mathcal{O}$ 

実施 の適否及び講ずべき措置についての検討が行われるようにするための措置その他関係者が 、迅速, か つ適

切に対応することができるようにするために必要な措置が 満じら れなければならない。

2 臨 床 研 究 の実施 の適正化に関する施策の策定に当たっては、 前項の場合であって、 か つ、 当 該 臨 床研究

 $\mathcal{O}$ 実施 に より 保健衛 生上  $\overline{\mathcal{O}}$ 危害が 発生し、 又は拡大するおそれが きある場合において、 これを防 止 するため

に必要な措置を講ずることができるよう、 当該重大な有害事 象 当 該 臨 床研究に係る臨 床 研 究委員 会によ

る講ずべき措置 につい ての検討 の結果、 当該; 臨床研究を実施してい る機関におい て講じられた措 置 0 概 要

等を国が迅速か つ適切に把握することができるようにするために必要な措置が講じられなければならない。

3 臨 床 研 究 元の実施 の適正化に関する施策 の策定に当たっては、 臨床研究の実施により研究対象者に健 康 被

害が生じた場合において当該臨 床研究を実施してい る機関 の長等が当該研究対象者に対して適切な補償を

行うことを確保するために必要な措置が講じられなければならない。

(臨床研究の公正性及び透明性の確保を図るための措置)

第八条 臨床研 究 の実施  $\mathcal{O}$ 適正化 に関する施策の策定に当たっては、 研究対象者の 個人情報 報 研 究 0 独 創 性

及び知的財産権 の保護に配慮しつつ、 研究責任者による臨床研究に関する記録の作成及び保存並びに に臨床

研究の実施状況 の公開 のための措置、 事業者からの臨床研究に携わる医師等への利益 の供与に関する情 報

 $\mathcal{O}$ 開 示が 行われるようにするための措置、 臨床研究に必要な資金を提供する者と臨床研究に携わ る医師 築

との 利 益 が相反する事項を研究責任者が 適切に管理するようにするための措置その他臨床研究の公正性及

び透明性 の確 保を図るために必要な措置 が講 じら れなければならない。

(臨床研究の実施に関する基準の策定等)

第九条 臨 床 研 究 の実施  $\mathcal{O}$ 適 正化 に関する施策の策定に当たっては、 第五条から前条までの 規定により講じ

5 れる措置  $\overline{\mathcal{O}}$ ほ か、 臨 床 研究の実施に関する状況、 臨床研究の実施 の適正化に関する施策に係る国 際的 動

向等に配慮し つつ、 臨 床研究の実施に関する基準を策定することその他の臨床研究の適正な実施を図るた

めに必要な措置が講じられなければならない。

# (実効性の確保を図るための措置)

第十条 臨 床 研 究 の実施  $\mathcal{O}$ 適正化に関する施策の策定に当たっては、 その適正な実施を適切かつ効果的 に確

保するため法令による規制を行う必要がある臨床研究については、 第五条から前条までの規定により講ず

る措置の実効性の確保を図るため、これらの措置に基づき臨床研究が適正に実施されていないと認められ

る場合における国による関係者に対する必要な調査又は研究責任者等に対する当該臨床研究の適正な実施

を図るための必要な指導若しくは命令若しくは当該命令に従わなかった場合の制裁等を適確に行うことが

できるようにするために必要な措置が講じられなければならない。

### (人材の確保等)

第十一条 臨床 研究の実施 の適 正化等に関する施策の策定に当たっては、 臨床研究の適正な実施等に必要な

人材 の確保、 養成及び資質の向上が図られるよう、 医学等に関する大学及び大学院における教育の 充実に

資するための措置、 臨床研究に携わる関係者に対して必要な研修が行われるようにするための措置その他

の必要な措置が講じられなければならない。

# (関係者の連携協力)

第十二条 臨床研究の実施 の適正 化等に関する施策の策定に当たっては、 臨床研究の促進に関する施策の円

滑 か つ効果的 な実施を図るため、 関係 行 政機関  $\mathcal{O}$ 職員、 大学その他の 研究機関又は医 療機関に お 1 て臨 床

研究に 携わる医師等、 研究対象者、 医薬品、 医療機器等の製造販売等を行う事業者等による協議の 場を設

関係者の連携協力に関し必要な措置が講じられなければならない。

(臨床研究を実施するための資金の確保)

ける等、

第十三条 臨床研究の実施 の適正化等に関する施策の策定に当たっては、 関連事業者その他の関係者の協力

が得られるようにするため の環境 の整備に に配意しつつ、 臨床研究を実施するための資金の確保が図られる

よう必要な措置が講じられなければならない。

組 織  $\mathcal{O}$ 整 備

第十四条 政府 は、 臨床研究の実施の適正化等に関する施策を講ずるにつき、 必要な組織の整備を図るもの

とする。

附 則

この法律は、 公布の日から施行する。

### 理由

するとともに、 その健全な発展を図るため、 踏まえ、 てそれが医療の発展に不可欠であり、 我が国における臨床研究について、 臨床研究の実施 施策の策定に係る基本的な方針を定める等の必要がある。これが、 の適正化等に関する施策を総合的に推進し、 臨床研究の実施の適正化等に関し、 医療 その適正な実施が強く求められている状況にあることに鑑み、 の需要に対応した臨床研究が積極的に行われる必要があることを 基本理念を定め、 もって臨床研究に対する信頼の この法律案を提出する理 及び国の責務を明らかに 確保と あわせ

由である。